

役員退職慰労金支給規程

平成5年4月1日 施行

平成24年10月1日 改正

平成29年4月1日 改正

(目 的)

第1条 理事および監事（以下「役員」という。）の退職慰労金に関しては、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 役員が退職又は死亡（以下「退職」という。）したときは、この規程の定めるところにより退職慰労金を本人又はその遺族に支給する。

ただし、島根県の職員としての身分を有する者及び島根県を退職し退職金の支給を受け役員となった者については、退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金の額)

第3条 常勤役員の退職慰労金の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に次条第1項に定める在職月数および別表1に定める割合を乗じて得た額とする。

2 非常勤役員に対する退職慰労金の額は別表2に定める支給額に次条第2項に定める在職年数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 常勤役員の在職期間は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

2 非常勤役員の在職期間は、役員になったときから退職したときまでの年数とし、在職期間が1ケ年に満たない場合は1ケ年として計算する。

ただし、在職期間が10年以上の場合は10年とする。

(功労金の支給)

第5条 在職中とくに功労のあった役員に対しては、理事会の承認を得て退職慰労

金のほかに功労金を支給することができる。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正規定は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前から在職している役員については、施行日前日までの期間においては、なお従前による。

附 則

この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1) 常勤役員支給割合

区 分	支 給 割 合
会 長	100分の35
専 務 理 事	100分の30
常 務 理 事	100分の25
理 事	100分の20
監 事	100分の20

(別表2) 非常勤役員支給額

区 分	支 給 額
理 事	20,000
監 事	20,000